

宮崎県 農業ビジネス進出支援貸付 (農業ビジネス保証制度)

宮崎県と宮崎県信用保証協会は、
金融機関と連携した融資制度により、
商工業者の農業参入や農業者の六次産業化を
金融面から応援します！

例えば

使用例 1

商工業から農業に進出

菓子製造業者が原材料のイチゴを栽培

資金使途

苗仕入れ資金、栽培研究、食品開発費

効果

- 自社生産による低コスト実現
- 新鮮・高品質な商品を提供



使用例 2

農業から商工業に進出

白菜生産者が漬物加工・販売

資金使途

種仕入れ資金、防虫ネット費用、人件費

効果

六次産業化による付加価値の高い事業展開



使用例 3

商工業と農業の兼業

建設業者がトマト栽培・販売

資金使途

ハウス設備の建築資金

効果

- 設備増強による雇用増加
- 繁忙・閑散期の均一化による売上の安定



農業ビジネス進出支援貸付の概要

融資対象者

県内に事業所を有する中小企業者、組合、農事組合法人及び個人であって、商工業とともに農業を営む方

資金使途

商工業とともに営む農業に必要な設備資金・運転資金（混在資金を含む）

《イメージ》

対象

商工業に係る資金

混在資金
(兼業部分)

農業に係る資金

農業に係る資金が含まれていることが必要
(商工業のみの資金使途は対象外)

	商工業に係る資金	混在資金	農業に係る資金
商工業と農業の兼業者	×	○	○
商工業から農業に進出	×	○	○
農業から商工業に進出	×	○	○

融資限度額

設備資金・運転資金の合計で5,000万円
(別途、保証制度による限度額があります。)

融資期間

設備資金：10年以内（うち据置期間18月以内）
運転資金：7年以内（うち据置期間12月以内）

利率・料率

融資利率：年1.2%
保証料率：年0.6%

《手続の流れ》

①融資・保証委託申込

中小企業者

取扱金融機関

④融資実行

②保証申込

③保証承諾

信用保証協会

《必要書類》

- 融資申込書（金融機関所定）
- 信用保証委託申込書（信用保証協会所定）
- 事業計画書（農業ビジネス保証制度所定）
- 市町村民税完納証明書
- 商工業を営むことを確認できる書類
- 農業を営むことを確認できる書類



お問合せ先

宮崎県

商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室 ☎(0985)26-7097

日南県税・総務事務所 ☎(0987)22-2714

都城県税・総務事務所 ☎(0986)23-4518

延岡県税・総務事務所 ☎(0982)33-2862

信用保証協会

宮崎県信用保証協会 業務部 ☎(0985)24-8253

取扱金融機関

県内の各本支店・支社（融資申込の窓口）

宮崎銀行	宮崎太陽銀行	西日本シティ銀行	鹿児島銀行	福岡銀行	肥後銀行
大分銀行	南日本銀行	宮崎第一信用金庫	延岡信用金庫	高鍋信用金庫	宮崎県南部信用組合
熊本県信用組合	商工組合中央金庫	みずほ銀行			